

# 長野県大学職場一般吹奏楽連盟の共催及び後援に関する事務取扱細則

平成 23 年 4 月 17 日施行

平成 26 年 4 月 5 日改正

- 1 長野県大学職場一般吹奏楽連盟（以下、「当連盟」という。）が当連盟の会員及び当連盟以外の者が行う行事を共催し、又は名義後援することに関して必要な事務処理事項はこの細則の定めるところによる。
- 2 この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 行事 演奏会、講演会、講習会、展覧会等の集会又は催し物をいう。
  - (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者として責任の一部を負担することをいう。
  - (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。
- 3 この細則による共催又は後援の名義は「長野県大学職場一般吹奏楽連盟」とする。
- 4 共催又は後援を行う行事は、主催者が次に掲げるものの一に該当するものであること。
  - (1) 当連盟の会員又はその連合体
  - (2) 当連盟の会員を構成員とする連合体
  - (3) 長野県吹奏楽連盟又は長野県吹奏楽連盟を構成する当連盟以外の部門吹奏楽連盟
  - (4) 長野県吹奏楽連盟又は長野県吹奏楽連盟を構成する当連盟以外の部門吹奏楽連盟の会員及びその連合体
  - (5) 全日本吹奏楽連盟、東海吹奏楽連盟、中部日本吹奏楽連盟、日本マーチングバンド協会等の当連盟の会員を構成員とする団体
  - (6) 公益法人又はこれに準ずる団体
  - (7) 上記(1)から(6)に掲げる以外の団体で、その行事の内容が特に適当と認められるもの
- 5 行事の内容が次に掲げるものの全てを満たす場合について、共催又は後援を承認する。
  - (1) 長野県における芸術文化の発展に寄与するものであること。
  - (2) 特定の宗教団体、政党若しくはこれらの外郭団体の活動又は特定の宗教若しくは政党のための活動と認められるものでないこと。
  - (3) 専ら主催者等の利益を目的として行われるものでないこと。
  - (4) 行事の対象又は効果が、特定の地域に限定されず、長野県内の広範囲にわたるものであること。
  - (5) 当連盟の目的に反しないものであること。
  - (6) 行事が確実に実施される見込みがあること。
- 6 共催又は後援の承認を受けようとする者は、あらかじめ任意の文書に実施計画書、予算書等を添えて当連盟理事長へ申請を行うものとする。

ただし、名義後援に係る申請は長野県吹奏楽連盟ホームページの名義後援依頼申請に掲載する方法により行うものとする。
- 7 共催又は後援の承認又は不承認の通知は文書により申請者へ通知する。
- 8 申請した行事の内容に変更が生じたときには、共催又は後援の承認を受けた行事の主催者は、速やかに当連盟事務局長へ報告するものとする。この場合、変更内容によっては承認を取り消すことができる。
- 9 行事の実施に当たり、違法又は著しく公益を害する等、当連盟が不適当と認める行為がある場合は、承認を取り消すことができる。
- 10 共催又は後援の承認を受けた行事の主催者は、別記様式により当該行事の実施結果を報告しなければならない。
- 11 行事の共催に当たって、当連盟は他の共催者との事務等の分担区分を明確にするものとする。
- 12 共催又は後援の承認は理事会が判断する。名義後援に係るものの承認は事務局長専決処分とし、事務局長はその状況を理事会へ報告しなければならない。
- 13 この細則に定めのない細目については、当連盟理事長の判断に従うものとする。

附則 この細則は、平成 23 年 4 月 17 日から施行する。

この細則は、平成 26 年 4 月 5 日に改正し、同日から施行する。

(別記様式)

## 共催（後援）行事実施報告書

年 月 日

長野県大学職場一般吹奏楽連盟理事長 様

申請者・代表者名

住所・連絡先

先に共催（後援）いただきました行事が下記のとおり終了しましたので報告します。

### 記

1 行事の名称

2 開催日時・場所

3 行事の概要（演奏曲目）・参加者数・来場者数

4 配布資料

※チラシ、プログラム等を添付してください。

5 決算の概要

（共催及び申請時に予算書を求められた場合のみの記載とし、名義後援のみの場合は記載不要です。）

※決算書を添付してください。